

# 沖縄県空港課からのお知らせ

沖縄県が管理する空港（伊江島、粟国、久米島、慶良間、宮古、下地島、多良間、新石垣、波照間、与那国、北大東、南大東空港）の周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域を障害物がない状態にしておく必要があり、高さ制限（進入表面・転移表面・水平表面）を設けています。

（右の図を参照）

（法律：航空法第49条）

対象区域内で物件等の設置工事や工事用等クレーンの使用を行う場合は、事前に沖縄県空港課もしくは各空港管理事務所へお問い合わせいただければ高さ制限表面を突出するか否かの確認をさせていただきます、ご回答いたします。

なお、物件等には、TVアンテナ・看板・電線・電柱、或いは上空に浮揚するアドバルーンやラジオン機等も該当します。

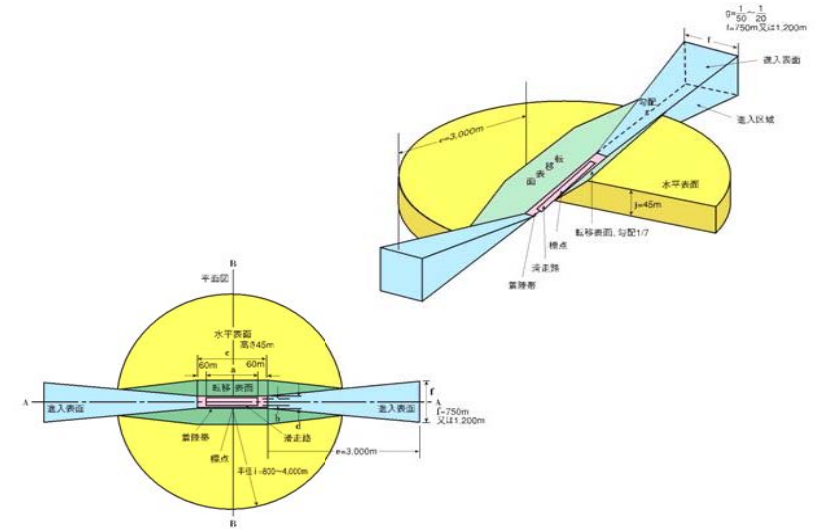
航空の安全確保を図っていくため、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

詳しくは下記のお問い合わせ先までご連絡でもお気軽にお問い合わせ下さい。

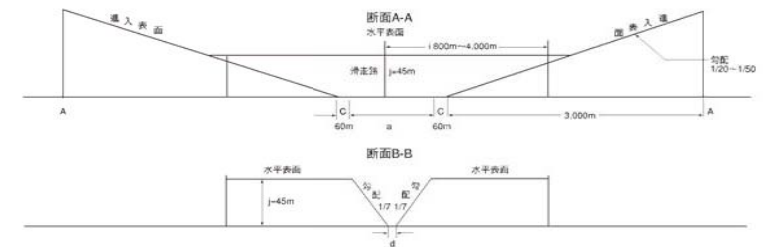
## ※お問い合わせ先一覧表

No	課・事務所	TEL	FAX
1	沖縄県空港課	098-866-2400	098-869-6279
2	伊江島空港管理事務所	0980-49-2001	0980-49-2003
3	粟国空港管理事務所	098-988-2313	098-988-2481
4	久米島空港管理事務所	098-985-2939	098-985-2945
5	慶良間空港管理事務所	098-987-2794	098-987-2794
6	宮古空港管理事務所	0980-72-4127	0980-72-1958
7	下地島空港管理事務所	0980-78-4184	0980-78-4016
8	多良間空港管理事務所	0980-79-2637	0980-79-2211
9	新石垣空港管理事務所	0980-87-0793	0980-86-7601
10	波照間空港管理事務所	0980-85-8375	0980-85-8113
11	与那国空港管理事務所	0980-87-2831	0980-87-2913
12	北大東空港管理事務所	09802-3-4016	09802-3-4217
13	南大東空港管理事務所	09802-2-2716	09802-2-2063

## 制限表面説明図



※制限表面とは、航空機の離着陸の安全を確保するために、航空法第49条により、図に示す区域から突出する物件の設置が制限されている区域です。



## 航空法抜粋

(物件の制限等)

**第四十九条** 何人も、空港について第四十条(第四十三条第二項において準用する場合を含む。)の告示があつた後においては、その告示で示された進入表面、転移表面又は水平表面(これらの投影面が一致する部分については、これらのうち最も低い表面とする。)の上に出る高さの建造物(その告示の際現に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。)、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。ただし、仮設物その他の国土交通省令で定める物件(進入表面又は転移表面に係るものを除く。)で空港の設置者の承認を受けて設置し又は留置するもの及び供用開始の予定期日前に除去される物件については、この限りでない。

**2** 空港の設置者は、前項の規定に違反して、設置し、植栽し、又は留置した物件(成長して進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るに至つた植物を含む。)の所有者その他の権原を有する者に対し、当該物件を除去すべきことを求めることができる。

**3** 空港の設置者は、第一項の告示の際現に存する物件で進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るもの(同項の告示の際現に存する植物で成長して進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るに至つたもの及び同項の告示の際現に建造中であつた建造物で当該建造工事によりこれらの表面の上に出るに至つたものを含む。)の所有者その他の権原を有する者に対し、政令で定めるところにより通常生ずべき損失を補償して、当該物件の進入表面、転移表面又は水平表面の上に出る部分を除去すべきことを求めることができる。

**4** 前項の物件又はこれが存する土地の所有者は、同項の物件の除去によつて、その物件又は土地を従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、政令で定めるところにより空港の設置者に対し、その物件又は土地の買収を求めることができる。

**5** 第三項の補償すべき損失の額並びに前項の買収及びその価格等の条件は、当事者間の協議により定める。協議が調わないとき、又は協議することができないときは、国土交通大臣が裁定する。

**6** 前項の裁定中補償すべき損失の額及び買収の価格について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から六箇月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

**7** 前項の訴えにおいては、空港の設置者又は物件若しくは土地の所有者その他の権原を有する者を被告とする。

**8** 第五項の裁定についての異議申立てにおいては、買収の価格についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

## 制限表面について

水平表面・・・各空港の基準点を中心とする半径800m～4000mの円内であり、基準点から高度45mの表面のこと。

進入表面・・・各空港の滑走路の延長方向（両側）3000mまで伸びた台形状の表面。勾配は50分の1～20分の1

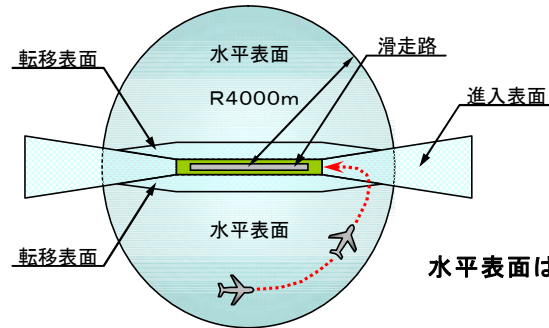
転移表面・・・水平表面と進入表面の間に設定される、滑走路周辺から7分の1の勾配を持った表面のこと。

以上3つの表面は、沖縄県が管理する全ての空港に設定されています。

# 水平表面

空港周辺での旋回飛行等低空飛行の安全を確保するために必要な表面

平面図

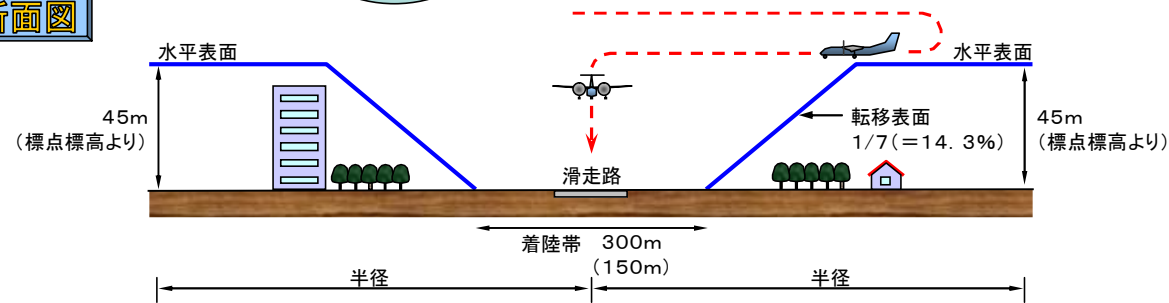


水平表面の半径

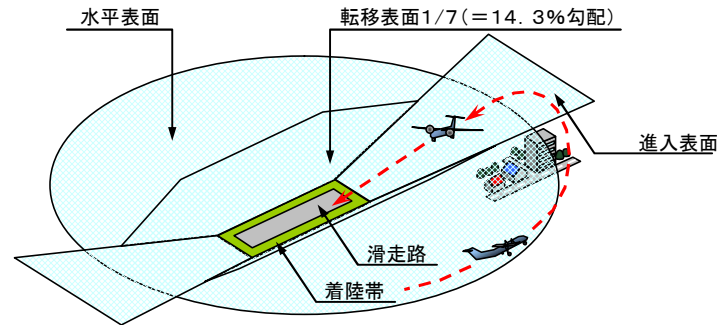
- 4,000m: 下地島
- 3,000m: 宮古、新石垣、久米島、与那国
- 2,500m: 南大東、北大東、多良間、伊江島
- 1,000m: 粟国、慶良間、波照間

水平表面は、主に小型の飛行機の旋回飛行を対象としている。

断面図



鳥瞰図



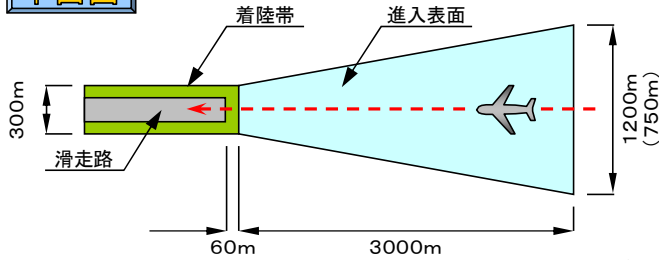
精密進入用滑走路の場合  
( )書きは非精密進入用滑走路の場合

※ 図は模式的に描いたものであり、長さや角度は正しいものではない。

# 進入表面

進入の最終段階及び離陸時における航空機の安全を確保するために必要な表面

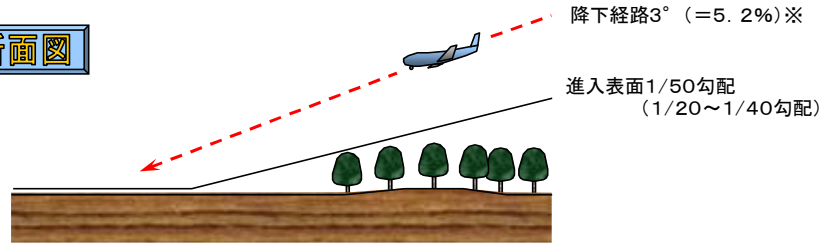
平面図



**進入表面の勾配**

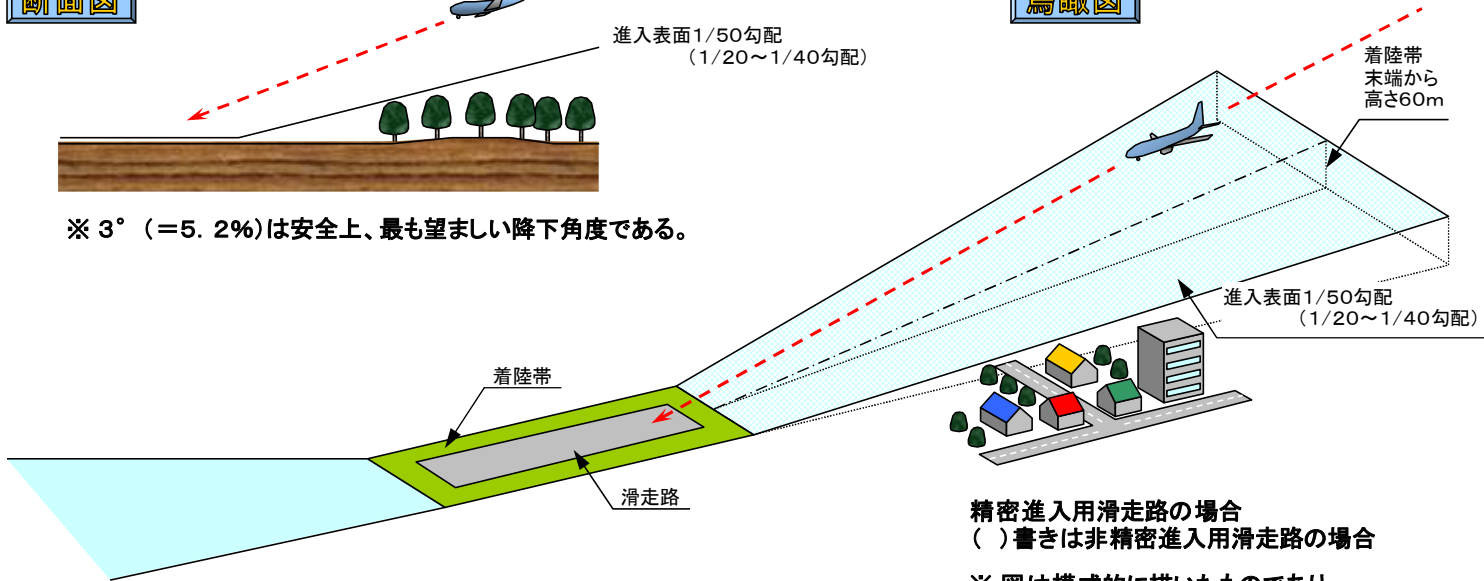
- ・精密進入用滑走路  
1/50 : 下地島、宮古、新石垣
- ・非精密進入滑走路  
1/40 : 久米島、与那国、南大東、北大東、多良間、伊江島  
1/20 : 粟国、慶良間、波照間

断面図



※ 3° (=5.2%)は安全上、最も望ましい降下角度である。

鳥瞰図



精密進入用滑走路の場合  
( )書きは非精密進入用滑走路の場合

※ 図は模式的に描いたものであり、長さや角度は正しいものではない。

# 転移表面

進入をやり直す場合等の側面方向への飛行の安全を確保するために必要な表面

